

定 款

社団法人 日本ホッケー協会

社団法人 日本ホッケー協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人日本ホッケー協会（英文では Japan Hockey Association, 略称 J. H. A）という。

(事 務 所)

第2条 この法人は、事務所を東京都渋谷区神南1丁目1番1号 岸記念体育会館内に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、我が国におけるホッケー界を統轄し、代表する団体として、ホッケーの普及及び振興を図り、もって国民の体力の向上とスポーツ精神の涵養に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) ホッケーの普及及び指導
- (2) ホッケーの審判員の養成及びその資格の認定
- (3) 日本ホッケー界を代表して、国際ホッケー連盟、アジアホッケー連盟及び財団法人日本体育協会、財団法人日本オリンピック委員会に加盟すること並びにその事業への協力
- (4) ホッケーに関する国際競技会及び国内競技会の開催
- (5) ホッケーの競技力の向上
- (6) ホッケーに関する国際競技会への代表選手、審判員及び役員の派遣並びにその選考
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第5条 この法人の会員は次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 ①都道府県におけるホッケーを統轄する団体を代表する者及びこれに準ずる者
②理事会の承認を受けた団体を代表する者
③学識経験者で理事会において選任され総会の承認を受けた者
- (2) 賛助会員 この法人の事業を援助する個人又は法人
- (3) 名誉会員 この法人に対し、特に功労のあった者で総会の議決を経て推薦された者

(入 会)

第6条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(会 費)

第7条 この法人会費は次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 年額40,000円
- (2) 賛助会員 法人会員 年額1口 50,000円
個人会員 年額1口 10,000円

2 会員は毎年5月末日までに会費を納めなければならない。ただし、名誉会員は会費を納めることを要しない。

3 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第8条 会員は次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退 会
- (2) 死亡若しくは失踪宣告又は当該会員の所属する第5条に定める団体の解散
- (3) 除 名

(退 会)

第9条 会員が退会しようとするときは、その理由を付した退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の号の一に該当するときは、総会の議決を経て会長がこれを除名することができる。

- (1) 2年以上会費を滞納したとき
- (2) 定款に違反し、又はこの法人の名誉を著しく毀損したとき

第4章 役員及び職員

(役員)

第11条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内（会長1名、副会長3名以内、専務理事1名を含む）
- (2) 監事 2名又は3名

(役員を選任)

第12条 会長及び副会長は総会で選任し、就任と同時に理事となる。

- 2 理事及び監事は総会で選任する。
- 3 専務理事は理事が互選する。
- 4 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(会長、副会長の職務)

第13条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長が予め指名した順序によってその職務を代行する。

(専務理事の職務)

第14条 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会及び総会の議決に基づいて、この法人の日常業務を処理する。

(理事の職務)

第15条 理事は、理事会を組織し、この定款に定めるもののほか、この法人の総会に属する事項以外の事項を議決し執行する。

(監事の職務)

第16条 監事は、総会及び理事会に出席し、発言をすることができる。

2 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (3) 財産の状況又は業務執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会、総会又は文部科学大臣に報告すること
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、理事会又は総会を招集すること

(役員任期)

第17条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期終了後でも後任者が就任するまではなおその職務を行う。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び正会員現在数の各々の4分の3以上の議決により、会長がこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められたとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき

(役員報酬)

第19条 役員は有給とすることができる。

2 役員報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。

(事務局及び職員)

第20条 この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

2 職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。

3 職員は、有給とする。

4 その他事務局及び職員に関して必要な事項は理事会において定める。

(名誉総裁、名誉会長、顧問及び参与)

第21条 この法人には、名誉総裁1名及び名誉会長1名並びに顧問及び参与若干名を置くことができる。

2 名誉総裁及び名誉会長は、総会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の会長又は副会長であった者及び参与の中から総会の推薦により会長が委嘱する。

4 参与は、この法人の役員を通算6年以上つとめた者及びホッケー界に功労のあった者の中から、総会の推薦により会長が委嘱する。

5 名誉会長は、重要事項について会長に意見を述べることができる。

6 顧問及び参与は、重要事項について会長又は総会の諮問に応じて審議し建議する。

第5章 会 議

(理 事 会)

第22条 理事会は、会長が招集し、少なくとも年6回以上開催する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は理事現在数の2分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長はその請求があった日から1ヶ月以内に臨時理事会を招集しなければならない。監事が第16条第2項に関し、理事会の招集を請求したときも同様とする。

2 理事会は、理事の現在数の3分の2以上の者が出席しなければ会議を開き議決することができない。ただし、当該事項につき書面をもって予め意見を表示した者は、出席者とみなす。

3 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 理事会の議長は、会長とする。

5 理事会の開催については、監事に通知するものとする。

(総会の構成)

第23条 総会は、第5条第1号の正会員をもって組織する。

(総会の招集)

第24条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

2 通常総会は、毎年2回、5月及び11月に招集することを常例とする。

3 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、会長が招集する。

- 4 前項のほか、正会員現在数の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、会長はその請求があった日から1ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。監事が第16条第2項に関し総会の招集を請求したときも同様とする。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、会議のつど出席会員の互選で定める。

(総会の通知)

第26条 総会の招集は、少なくとも2週間以上前にその会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって正会員及び監事に通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第27条 総会はこの定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 正味財産増減計算書、財産目録及び貸借対照表についての事項
- (4) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(総会の成立)

第28条 総会は、正会員現在数の過半数以上の者が出席しなければ会議を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって予め意見を表示した者及び他の会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

(総会の決議)

第29条 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、正会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第30条 すべての会議の議事録は議長が作成し、議長及び当該会議において選任された出席者の代表2名以上が署名捺印の上これを保存する。

- 2 総会の議事録は、作成後その写を遅滞なく正会員及び監事に送付するものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第32条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とする事を指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第34条 基本財産は、譲渡、交換、担保提供など、如何なる処分も行ってはならない。

又、運用財産に繰入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上已むを得ない理由があるときは、理事現在数及び正会員現在数の各々の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けてその一部に限り、これらを処分することができる。

(経費の支弁)

第35条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会及び総会の議決を経て毎事業年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第37条 この法人の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書並びに会員の異動状況書とともに監事の意見を付け、理事会及び総会の承認を受けて毎事業年度終了後3月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

- 2 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けてその一部若しくは全部を基本財産に編入、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第38条 この法人が借入れしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数及び正会員現在数の各々の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければ変更することができない。

(新たな義務の負担等)

第39条 第34条のただし書き及び前条の規定に該当する場合、並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 専 門 委 員 会

(専門委員会の組織及び運営)

第41条 この法人の事業遂行のために必要がある場合は、理事会の議決に基づき、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の運営に関する規則は、理事会の議を経て別に定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、理事現在数及び正会員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第43条 この法人の解散は、理事現在数及び正会員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第44条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び正会員現在数の各々の4分の3以上に議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄与するものとする。

第9章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第45条 この法人の事業所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 定 款
- (2) 会員の名簿
- (3) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (4) 財産目録
- (5) 資産台帳及び負債台帳
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 理事会及び総会の議事に関する帳簿及び証拠書類
- (8) 官公署往復書簡
- (9) 収支予算書及び事業計画書
- (10) 収支計算書及び事業報告書
- (11) 貸借対照表
- (12) 正味財産増減計算書
- (13) その他必要な書類及び帳簿

- 2 前条第1号から第5号までの書類、同項第7号の書類及び同項第9号から第12号までの書類は永年、同項第6号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号及第13号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

- 3 第1項第1号、第2号、第4号及び第9号から第12号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細 則)

第46条 この定款の施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て別に定める。

附 則

1. この定款は、昭和55年9月20日より施行する。
2. 第40条の規定に拘らず、この法人の設立当初の会計年度は、設立認可のあった日から昭和56年3月31日までとする。
3. 第12条の規定に拘らず、この法人の設立当初の理事及び監事は次のとおりとし、その任期は2年を経過した最初の通常総会の日までとする。

理 事	(会 長)	大 橋	富 士 夫
理 事	(副 会 長)	飯 田	英 三
理 事	(専務理事)	濱 岡	晋
理 事		上 田	宗 良
理 事		内 藤	修
理 事		梅 根	研 一
理 事		吉 澤	富 雄
理 事		高 林	栄 三 郎
理 事		近 藤	陽 三
理 事		菊 地	陞
理 事		宮 本	彪
理 事		岩 佐	静 子